



第16号
発行日：平成22年6月4日発行
和光市越後山土地区画整理組合
住所：和光市南1-20-34
TEL：048-462-2611
FAX：048-450-1545



日差しの強さで、四季の移り変わりを感じますが皆様におかれましては、ご健勝の事と存じます。また、日ごろより事業へのご協力に感謝致します。

越後山だよりでは、土地区画整理事業の進捗状況等を皆様に報告しておりますが、より細かな情報を発信して行きたいと思っておりますので、これからも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

➤ 付け保留地の価格が決まりました

5月18日の第46回理事会、第6回監事会に於いて、付け保留地の価格が決まりました。平成19年度に行ないました仮換地説明会で、付け保留地について説明をさせていただいておりますが、今後、関係する方へ個別に訪問し、価格の説明と、購入して頂けるように交渉を進めて行きたいと思っております。

《保留地について》 保留地とは、地区内の地権者の方々から減歩により土地を提供していただき、新たに生み出した土地のことで、その売却収入は土地区画整理事業の財源の一部となります。

《付け保留地について》 付け保留地とは、従前の宅地に建築物があり、減歩によって既存の建築物や工作物が収容できない場合や小規模宅地の換地を適正規模（100㎡）に保つため、核当する地権者の換地に隣接して付ける保留地のことをいいます。



➤ 清算金について

戸建ての地権者の方から、最近「工事が進んでくると、清算金が心配」と言う不安の声を聞きます。清算金については、組合設立準備委員会の頃より、戸建ての地権者の方には「ご迷惑をかけないように工夫します。」と説明しておりますので、負担とならないように工夫いたします。しかし、清算金は、事業の最後に決まるものですから、事業の進捗を温かく見守って頂きたいと思っております。

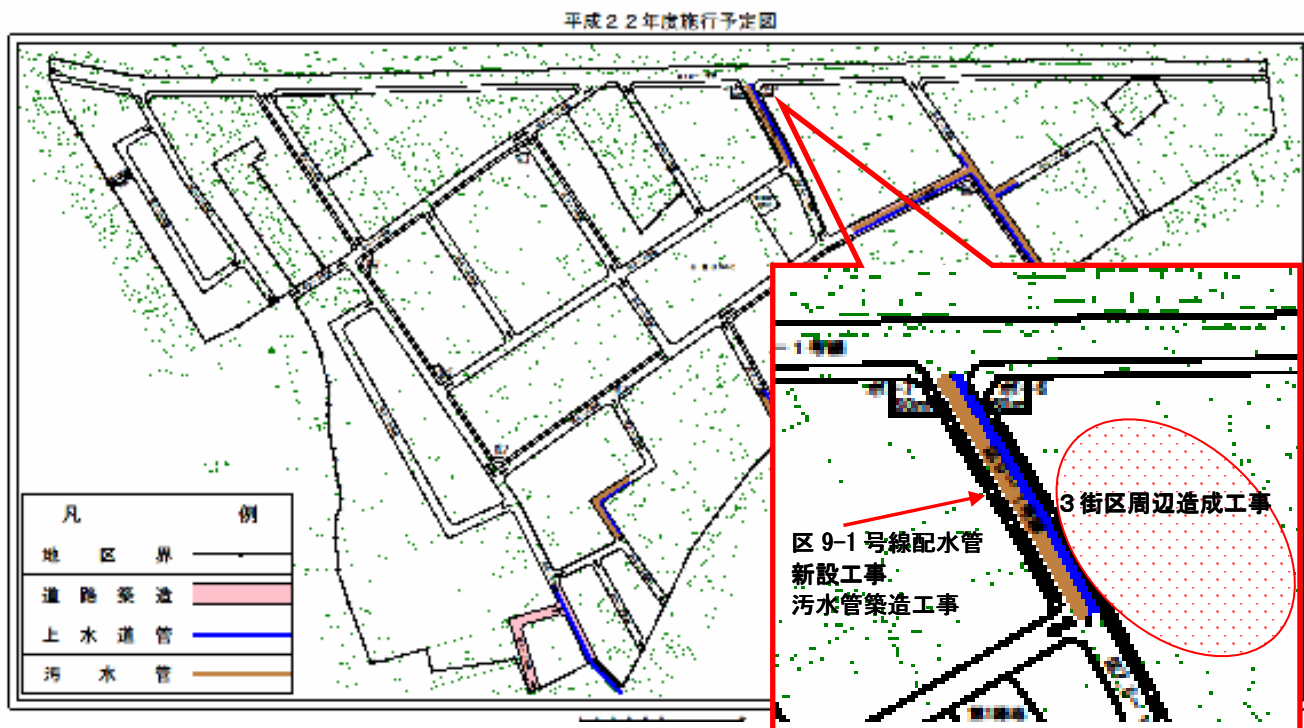
《清算金について》 清算金とは、換地設計の際にすべての換地を過不足なく配置する事は、技術的に困難であり、換地相互間には、ある程度の不均衡が生じます。この不均衡を是正するために徴収、交付する金銭の事を「清算金」といいます。

整理前の土地と整理後の土地をそれぞれ評価し、整理前の権利価格が、整理後の評定価格より多いときは清算金が地権者へ交付され、逆の場合は地権者より徴収します。



➤工事発注状況

平成22年度6月の工事は、3街区周辺造成工事・污水管築造工事、区9-1号線配水管新設工事の2本で、現在、設計業務が完了し、6月下旬の発注に向けて準備を進めています。近傍の方にはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願い致します。



～完成した道路に隣接する土地への立入禁止と犬の散歩マナーについて～

地権者の方々のご協力により、新しい道路が完成し、公共用地等が空地となっております。それにより、立入が容易となり、空地で遊ぶ子ども達、犬を遊ばせる飼い主の方等、地区内での生活に活気が出てきました。その反面、残念な事に他人の土地への立入や犬の放置糞など新たな問題が発生しており、丹精込めた作物が、心無い人の身勝手な行動で踏みにじられることもあります。マナー向上のためにも、皆様のご協力をお願い致します。



犬の糞処理は、飼い主の責任です。

編集後記

工事が進むにつれて、地権者・関係者よりこの事業に対して、情報が不足しているとの声を頂いています。事務局は、越後山だより、まちづくりニュース、まち育てニュース及びホームページで、広報してきましたが、どうやら自己満足だったようです。今年度は、事業の進捗状況や、地域での出来事、皆さんの疑問・質問に答えるようにして、より多くの情報を発信できるようにしたいと思い、この越後山だよりを1ヶ月に1回程度は発行する事にしました。皆様の声に答えて行きたいと思っておりますので、どんな小さなことでも結構ですので、疑問・質問をお寄せ下さい。又、組合事務所は皆様の事務所です。いつでもお気軽にお立ち寄り下さい。

